

デイサービス城東 事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 群馬中央医療生活協同組合が開設するデイサービス城東（以下「事業所」という）が行う介護及び介護予防通所介護相当サービス事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者、要支援者又は基本チェックリスト該当者（以下、「要支援状態等」）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要支援状態等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の心体的及び精神的負担の軽減をはかるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 デイサービス 城東
- 二 所在地 前橋市城東町3丁目15-28

(事業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種 員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名
- 二 従業者 生活相談員 2名以上
看護職員 1名以上
介護職員 4名以上
機能訓練指導員 1名以上

従業者は、事業の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし5月3日から5日と12月30日から1月3日までの期間は休業とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
サービス提供時間 平日午前9時30分から午後4時までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、指定通所介護事業、指定介護予防通所介護も含めて、1日25名とする。

(通所介護の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 介護方法の指導（家庭介護者教室）
- 五 健康状態の確認

- 六 送迎サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他 利用者に対する便宜の提供
(利用料等)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、前橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱が定める額とし、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。

前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 食費の提供に要する費用として、1食につき 550 円。
 - 二 その他事業において提供される便宜のうち日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。
- (通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実地区域は、前橋市の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者または、利用者の家族は事業の提供をうける際に次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 機能訓練室を使用する場合には、従業者の同意を得ること。
- 三 浴室を利用する場合には、従業者の同意を得ること。
- 四 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対処方法)

第11条 従業者は、通所実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者、及び主治医に報告しなければならない

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 一 管理者は防火管理者を選任する。
- 二 防火管理者は、定期的に消防用設備、救急用設備等点検するものとする。
- 三 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、当事業所はこの計画に基づき毎年4月10月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条事業所は、従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用時一ヶ月以内
- 二 繼続研修 年1回以上

(個人情報の保護)

第14条

- 一 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 二 従業者であったものに、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 三 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は群馬中央医療生活協同組合と事業所の管理

者の協議に基づいて定めるものとする・

(感染症の予防、発生時の対応に関する事項)

第15条 事業所は、感染症の予防と発生時の対応のために、以下のような感染対策基準を定め、感染症対策を実施することとする。

1. 感染対策に関する指針策定の目的について
2. 事業所の感染対策の基本的な考え方
3. 事業所内感染対策に関する権限と責任
4. 事業所内感染に対する職員研修の指針
5. 感染症発生状況の報告の基本方針
6. 事業所内感染予防の基本方針
7. 事業所内感染症発生時の対応に関する基本方針
8. その他、感染症に関する事項について

(高齢者虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため、虐待防止の指針を定め、次の措置を講ずるものとする。

1. 高齢者虐待の基本的な考え方のまとめ
2. 高齢者虐待防止のための指針の策定
3. 高齢者虐待防止検討委員会の設置と内容について
4. 高齢者虐待防止のために職員研修の実施と担当者の決定
5. 高齢者虐待等が発生した際の相談・報告について
6. 高齢者虐待等が発生した際の対応方法について
7. 高齢者虐待等に関する苦情相談体制の整備
8. その他、高齢者虐待防止に関する事項

付則

この規定は令和7年5月1日から施行する。